

# 飼い主としての責任を持ちましょう！

迷惑している人が増えています。近所に迷惑のかからない飼い方を心がけましょう。

## 犬やネコを捨てる行為は犯罪です

犬やネコを飼うと決めたら責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。犬やネコを捨てると最高50万円の罰金が科せられます。

## 飼っている犬やネコが飼えなくなったとき…

新しい飼い主を探し、いない場合は中央東福祉保健所に引き取りを求めましょう。

## 不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術をすることにより、不幸な子犬や子ネコがやむを得ず処分されるようなことがなくなります。また、発情期がなくなることで鳴き声やけんかが減り、乳がん等の予防にもなります。



狂犬病予防法・動物の愛護及び管理に関する法律・高知県動物の愛護及び管理に関する条例・香美市環境美化条例などで、これらの遵守が規定されています。

## 犬

犬はつないで飼いましょう  
鶏を襲ったり、畑を荒らすなどの被害が出ています。脱出防止・しつけと訓練を行いましょう。

## 犬のフンの始末は必ずしましょう

道路や畑に犬のフンが放置されているのを見かけます。必ず飼い主が持ち帰りましょう。

## なるべく鳴かないようにさせましょう

ストレスがたまらないように散歩をしましょう。ひどく鳴く場合は、動物病院に相談しましょう。

## 散歩・狩猟時の制御は飼い主の責任です。

## 猫

放し飼いによるフンなどの被害が多発しています  
ネコは室内でもストレスをためずに飼うことができます。室内飼いをおすすめします。

## 名札をつけましょう

飼いネコの印として首輪をつけ、迷っても飼い主がわかるようにしましょう。

## 野良ネコにエサを与えないようにしましょう

野良ネコにエサを与えると、エサを求めて他からネコが集まって来たり、周囲にいろいろな迷惑をかけたり被害も大きくなります。

平成24年10月1日から

## 飼い犬・飼いネコの引き取りが有料になっています



生後91日以上の犬またはネコ1匹につき **2,000円**

生後90日以下の犬またはネコ1匹につき **400円**

※引き取り手数料は、高知県収入証紙で納めてください。

- ◆愛情と責任を持って最期まで飼いましょう！
- ◆飼い続ける方法をもう一度考えてください。
- ◆アニマルステーションに登録をして飼い主を探す方法もあります。

Web アニマルステーション 検索 <http://tanabe-animal.jp/>

■問い合わせ先 まちづくり推進課 環境対策班 ☎53-1061

料金 (1頭当たり)

登録3,000円・注射3,100円

※つり銭のいらないように、ご協力をお願いします。

猟犬を含めた全ての犬の飼い主には、**飼い犬の登録**と年1回の**狂犬病予防注射**を行うことが狂犬病予防法で義務づけられています。

狂犬病は人に感染する恐れがあり、発症したら100%死亡する恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐには予防注射が不可欠です。

犬の登録と狂犬病予防注射を5月8日(木)から各地区を巡回して行います。生後91日以上を飼っている方は、最寄りの会場まで**問診票を持って**お越しください。

犬を登録している飼い主の方には、集合注射の詳しい日程表を問診票とともに送付します。問診票に必要事項を記入し、当日注射会場にお持ちください。

動物病院で注射を受けるなどの理由で、集合注射の通知を止められている方で、集合注射を再開されたい方や、新たに犬を飼いはじめた方のご連絡ください。日程表と問診票を送付します。

※予防注射は6月中に受けてください。

※注射の実施会場へは、必ず飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

医院名	電話番号
岡本動物病院	53-2681
さくら動物病院	57-0308
のいち動物病院	56-4117
南国ひまわり動物病院	088-863-3150
なな動物診療所	088-866-5203
佐野獣医科病院	088-863-0039
クボタ犬猫病院	088-864-0521
斎藤獣医科	088-862-0393

■問い合わせ先 まちづくり推進課 環境対策班 ☎53-1061



## 犬病予防注射のお知らせ

年1回、飼い主の義務  
あなたの愛犬に愛情一本

## お願い

- ①犬は必ず登録し、鑑札と狂犬病予防注射済証の装着が義務づけられています。
- ②登録事項に変更があった場合にはお知らせください。  
例) 犬が死亡したとき。飼い主の氏名や住所が変わったときなど。
- ③毎年1回、狂犬病の予防注射を受け、注射済票を犬につけておいてください。



割高になりますが、集合注射以外にも個別に左の動物病院で注射を受けられます

